明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○内閣府本府組織令の一部を改正する政令（二四五）　二
○行政機関職員定員令の一部を改正する政令（二四六）　二
○統計委員会令の一部を改正する政令（二四七）　三
○石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令（二四八）　四
○子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令（二四九）　四
○自衛隊法施行令の一部を改正する政令（二五〇）　五
○働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（二五一）　五

〔省　令〕

○貿易保険法施行規則の一部を改正する省令（経済産業五二）　六
○特定国外派遣組織を指定する件（総務三〇五）　九
○関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成三十年度の初日から平成三十年七月三十一日までの輸入数量を告示する件（財務二一九）　九
○平成三十年度の初日から平成三十年七月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量及び各協定対象外輸入数量を告示する件（同二二〇）　九
○平成三十年度の初日から平成三十年七月三十一日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の各輸入数量を告示する件（同二二一）　九
○平成三十年度の初日から平成三十年七月三十一日までの生鮮等牛肉（オーストラリア原産品に限る。）及び冷凍牛肉（オーストラリア原産品に限る。）の各輸入数量を告示する件（同二二二）　一〇
○貿易保険法第二十九条第一号の規定に基づき、株式会社日本貿易保険に係る経済産業大臣の指定する有価証券を定める件（経済産業一六七）　一〇

〔告　示〕

〔人事異動〕

内閣　法務省　財務省　一〇

〔皇室事項〕

一〇

〔官庁報告〕

国土調査の成果の認証の公告（国土交通省）　一〇

〔公　告〕

諸事項

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係　一〇

会社その他

一〇

本号で公布された法令のあらまし

◇**内閣府本府組織令の一部を改正する政令**（政令第二四五号）（内閣府本府）

1　内閣府本府に独立公文書管理監一人を置き、その職務を定めるとともに、独立公文書管理監のつかさどる職務を助ける参事官二人を置くこととした。（第一条、第三条の二及び第二〇条の二関係）

2　内閣府本府に置かれる参事官の定数を改めることとした。（第二〇条関係）

3　その他所要の規定の整備を行うこととした。

4　この政令は、平成三〇年九月三日から施行することとした。

◇**行政機関職員定員令の一部を改正する政令**（政令第二四六号）（内閣官房）

1　最近における公文書の管理をめぐる状況に鑑み、内閣府の体制を強化するため、内閣府の職員の定員を改正することとした。

2　この政令は、平成三〇年九月三日から施行することとした。

◇**統計委員会令の一部を改正する政令**（政令第二四七号）（総務省）

1　統計委員会に評価分科会を設置するとともに、その所掌事務を定めることとした。（第一条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令**（政令第二四八号）（総務省）

1　別表各号に掲げる地区ごとの区域の表示について所要の改正を行うこととした。（本則関係）

2　石油コンビナート等特別防災区域として新たに東京国際空港地区を指定するとともに、石油コンビナート等特別防災区域のうち名古屋港臨海地区及び和歌山北部臨海北部地区について区域の拡張を行い、和歌山北部臨海南部地区及び松山地区について区域の縮小を行うこととした。（別表関係）